

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 村山市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,909	4,261	398	7,569

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	12,956	12,326	630	508	541	16,633	
土地区画整理事業特別会計	21	21	0	0	21	125	
一般会計等	12,956	12,326	630	508		16,758	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額・不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
水道事業会計	746	666	80	598	119	1,183	601	法適用企業
公共下水道事業特別会計	1,953	1,939	14	14	443	9,527	7,545	
農業集落排水事業特別会計	74	72	2	2	54	766	680	
国民健康保険事業特別会計	2,706	2,615	91	91	193	—	—	
老人保健医療事業特別会計	22	21	1	1	—	—	—	
介護保険事業特別会計	1,948	1,936	13	13	332	—	—	
後期高齢者医療事業特別会計	285	278	7	7	103	—	—	
公営企業会計等 計				726		11,476	8,826	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額・不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額・不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
山形県消防補償等組合	1,136	1,128	8	8	4	—	—	
山形県自治会館管理組合	223	146	76	76	85	—	—	
山形県市町村職員退職手当組合	9,939	9,757	182	182	200	—	—	
東根市外二市一町共立衛生処理組合	3,251	3,155	96	96	136	2,164	201	
北村山広域行政事務組合	146	136	10	10	—	20	10	
河北町ほか2市広域斎場事務組合	66	62	4	4	—	370	111	
山形県後期高齢者医療広域連合(普通会計分)	1,489	1,404	85	85	—	—	—	
山形県後期高齢者医療広域連合(事業会計分)	133,744	129,844	3,900	3,900	1,327	—	—	
北村山公立病院組合	5,423	5,570	147	674	—	3,677	344	法適用企業
一部事務組合等 計				5,035		6,231	666	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等繰入金見込額	備考
村山市土地開発公社	△ 13	437	5	—	—	—	—	—	
村山市余暇開発公社	12	37	10	—	—	—	—	—	
村山市体育協会	△ 0	25	10	1	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			25	1	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	355	416	61
減債基金	82	103	21
その他充当可能基金	1,006	804	△ 202
充当可能基金 計	1,443	1,323	△ 120

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.99	6.71	△ 0.28	△ 13.87	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	17.14	16.30	△ 0.84	△ 18.87	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	19.9	20.0	0.1	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	181.5	178.6	△ 2.9	350.0					
財政力指数	0.39	0.37	△ 0.02						
経常収支比率	93.8	92.4	△ 1.4						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。